

武雄市教育系基盤システムおよび校務用端末（関連機器含む）  
に係る賃貸借業者選定 入札仕様書

1. 件名

武雄市教育系基盤システムおよび校務用端末（関連機器含む）賃貸借

2. 賃貸借（リース）対象物件

- (1) 武雄市教育系基盤システム一式（仕様等詳細は入札参加者に別途通知します。）
- (2) 武雄市校務用端末（関連機器含む）一式（仕様等詳細は入札参加者に別途通知します。）

3. 賃貸借（リース）対象価格

- (1) ￥159,480,000円（消費税抜き）
- (2) ￥86,900,000円（消費税抜き）

4. 対象物件納入業者

- (1) エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅前1-17-21  
※担当者及び連絡先は入札参加者に別途通知します。
- (2) 株式会社学映システム武雄支店  
佐賀県武雄市武雄町大字永島15877番地1  
※担当者及び連絡先は入札参加者に別途通知します。

5. 引渡完了予定日

- (1) 令和2年3月31日
- (2) 令和元年9月25日

6. 納入場所

(1),(2)とも、全て市内の下記「表1」施設内に設置する

表1 納入場所一覧

| 項番 | 場所      | 住所                |
|----|---------|-------------------|
| 1  | 武雄市役所   | 武雄市武雄町大字昭和12番地の10 |
| 2  | 武雄小学校   | 武雄町大字富岡9159       |
| 3  | 御船が丘小学校 | 武雄町大字武雄4595       |
| 4  | 橘小学校    | 橘町大字片白8718-1      |
| 5  | 朝日小学校   | 朝日町大字甘久4354-1     |
| 6  | 若木小学校   | 若木町大字川古8038       |
| 7  | 武内小学校   | 武内町大字梅野乙15041-2   |
| 8  | 東川登小学校  | 東川登町大字永野5893      |
| 10 | 西川登小学校  | 西川登町大字神六20584     |
| 11 | 山内東小学校  | 山内町大字鳥海9602-1     |

|     |        |                 |
|-----|--------|-----------------|
| 1 2 | 山内西小学校 | 山内町大字大野6900     |
| 1 3 | 北方小学校  | 北方町大字志久1389     |
| 1 4 | 武雄中学校  | 武雄町大字富岡11606    |
| 1 5 | 武雄北中学校 | 武内町大字真手野25956-3 |
| 1 6 | 川登中学校  | 東川登町大字袴野16082   |
| 1 7 | 山内中学校  | 山内町大字三間坂甲14209  |

## 7. 賃貸借期間

- (1) 令和2年4月1～令和8年3月31日 (72ヶ月)
- (2) 令和元年9月26日～令和6年9月25日 (60ヶ月)

## 8. 入札日等

入札日 : 令和元年9月3日(火)  
 場所 : 武雄市役所2階会議室②  
 決定方法 : (1)及び(2)の総支払額が最も低くなる事業者と一括契約

## 9. 質問の受付及び回答

質問書(様式自由)は持参、FAX及びメールにより受付。なお、質問書には、回答を受付ける窓口担当部署、氏名、電話番号及びFAX番号を併記すること。また、FAX及びメールによる場合は、送信後必ず担当部署までその旨電話にて連絡すること。

回答は、質問を受けた日から2日以内(土・日・祝日を含まない)に全指定業者宛にメール又はFAXにて回答する。

## 10. 質問の受付期間

入札公告から入札日の2日前(土・日・祝日を含まない)の12時までとする。

## 11. 入札担当部署

武雄市 資産管理課 契約検査係  
 住所 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10  
 電話番号 0954-27-7090  
 FAX番号 0954-23-7585  
 E-mail [keiyaku@city.takeo.lg.jp](mailto:keiyaku@city.takeo.lg.jp)

## 12. 賃貸借(リース)料金について

入札書に記載する金額は、1ヶ月分の賃借料(消費税抜き)及び賃借期間満了までの総額(消費税込み)とする。なお、消費税率はそれぞれ(1)が100分の10、(2)が100分の8であることに留意

なお、(2)の契約については契約後、令和元年度中に物品追加(同一機種の台数増)の可能性がある。この場合は入札時のリース料率(月額÷対象物件金額×100)で計算した結果を契約額とすること。

賃貸借料の支払いについては、当月使用分を翌月末日に支払うものとする。ただし、校務用端末の令和元年9月分の支払いは、使用日数5日による日割計算(入札書記載額を30で除して使用日数を掛ける)

を行うものとする。また令和6年9月使用分の支払いについても同様のこととする。

なお、物品追加分の支払いについては、令和2年5月末日を初回支払日として、令和6年9月末日まで(53回)の支払期間とする。毎月の支払額は物品追加分の契約額を支払回数53回で除した金額とすること。

### 1.3. 特記事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 保守契約については、物品納入業者と個別契約または対象物件に含まれているため、原則受注者の付保は不要である。
- (3) 入札金額には、動産総合保険に係る費用を含むこと（ソフトウェアを除く）
- (4) 賃貸借期間満了後は、対象物件のハードウェアを武雄市に無償譲渡するものとし、賃貸借契約満了後の機器等の撤去費用を入札金額に含めないこと。また、満了後のソフトウェアの取り扱いについては、納入業者等の権利者と協議の上決定するものとする。
- (5) 対象物件の固定資産税の取り扱いについては、課税対象が武雄市の場合は賦課されないと担当課へ確認済み。また、その他の官庁が賦課する場合は入札参加者各自で課税担当官庁に確認すること。なお、賦課されないと判断された場合は入札金額に含めないこと。
- (6) 物件納入業者への支払方法は直接納入業者へ確認のこと。
- (7) 賃借料（リース料）の支払は月払いとし、受注者は当該月分賃借料（リース料）を翌月請求し、当市は請求書受理後30日以内に支払うものとする。